



労審発第 1203 号
令和 2 年 9 月 16 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

労働政策審議会
会長 鎌田



令和 2 年 9 月 16 日付け厚生労働省発基0916第 1 号をもって諮問のあった「社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 2 年 9 月 16 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額
の特例に関する省令案要綱」について

令和 2 年 9 月 16 日付け厚生労働省発基 0916 第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 2 年 9 月 16 日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額
の特例に関する省令案要綱」について

令和 2 年 9 月 16 日付け厚生労働省発基0916第 1 号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を
得たので報告する。

記

- 1 厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。
- 2 使用者代表委員から、社会復帰促進等事業の事業内容については、被災労働者の社会復帰や援護、労働災害防止に直接資する事業に絞り込むべきであり、予算についても、精査、見直しを行っていくべきである、との意見があった。